



令和4年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯を支援する観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行います。

給付金額

児童一人あたり**5万円**

申請期限

令和5年**2月28日**まで



ひとり親世帯以外

対象者

- 以下①・②の両方に当てはまる人
 - 平成16年4月2日から令和5年2月28日までに出生した児童(特別児童扶養手当の受給児童は、平成14年4月2日から)
 - 令和4年度住民税(均等割)が非課税の人または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった人

〈申請が不要な方〉

- 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人
- 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月までの分の児童手当または特別児童扶養手当の新規受給資格及び額改定の認定を受けた方で令和4年度分の住民税均等割が非課税である人(転入を理由とした認定は除く)
※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに出生した児童も含まれます。

〈申請が必要な方〉

- 上記以外の人(例:高校生の児童のみを養育している人、家計が急変した人、公務員に該当する者)

詳しくは、村ホームページをご確認ください。



ひとり親世帯

〈申請が不要な方〉

- 令和4年4月分の児童扶養手当受給者

〈申請が必要な方〉

- 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

詳しくは、村ホームページをご確認ください。



●家計が急変とは？

新型コロナの影響により収入減少や退職になった、再就職が難しくなったなど得られていたはずの収入が得られなかった場合を言います。

お問い合わせ:福祉課 子育て世帯生活支援特別給付金担当 ☎966-1207